

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四号）（財政課）

一 趣旨

毒物及び劇物取締法の一部改正に伴い、毒物劇物製造業、毒物劇物輸入業又は毒物劇物販売業の登録申請手数料の額を定める等するための改正

二 内容

(一) 毒物及び劇物取締法の一部改正に伴う規定の整備等

(例) 国からの権限移譲に伴う、毒物劇物の原体を取り扱う製造業等の登録申請及び書換え交付申請等に係る手数料の設定

登録申請手数料 二万八千四百円

登録票書換え交付手数料 二千四百円

登録票再交付手数料 四千元

(二) その他規定の整備

(例) 家畜伝染病予防法の一部改正に伴う規定の整備

現行 「豚コレラ」

改正後 「豚熱」

三 施行期日

令和二年四月一日。ただし、二(二)の一部は、公布の日等